

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり5万円

給付金の支給時期

村が確認書(または申請書)を受理した日から翌々週金曜日が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯 (家計急変世帯)

対象となる世帯には、東通村から
「確認書」 または **「申請書」** が届きます。

令和4年9月30日時点で住民登録のある
市区町村から送付されます。

【受付窓口】東通村 企画課 企画グループ

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年12月12日（月）
～令和5年1月31日（火）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【受付窓口】東通村 税務住民課 税務グループ

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

① 世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、東通村企画課から、給付内容や確認事項が記載された「**確認書**」が届きます。（11月下旬発送予定）

※令和4年9月30日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

- 内容を確認し、必要事項を記入のうえ、返信用封筒により東通村に**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないこと



② 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 該当する世帯は、**申請が必要**です。「**申請書**」を送付しますので、ご記入のうえ、必要な書類を添付し、返信用封筒により提出してください。



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東通村の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、家計急変世帯として**申請が必要**です。

家計急変世帯に関する給付の手続きや必要書類等の詳細については村税務住民課で受付けております。様式についてはホームページ、税務住民課税務グループの窓口にご用意しております。※申請時点で住民登録のある市区町村となります。

- 申請受付期間：令和4年12月12日（月）～令和5年1月31日（火）
- 事前に相談が必要な方は税務住民課へご連絡ください（☎27-2111内線142,144）



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（12/29～1/3を除く）

「住民税均等割非課税世帯給付」に関すること
●東通村企画課 ☎0175-27-2111（内線241）

「家計急変世帯給付及び課税情報」に関すること
●東通村税務住民課 ☎0175-27-2111
（内線142,144）